

申請期限は、10月7日（金）までです。

社会福祉法人久喜市社会福祉協議会

令和4年度 ふれあい活動助成事業

募集案内

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、新しい生活様式を参考にさせていただくなど、感染防止に努めていただき、以下の点にご留意の上、事業をご計画くださいますようお願いいたします。

感染防止の3つの基本： ① 身体的距離の確保、② マスクの着用、③ 手洗い

<参加者への呼びかけ>

- 自宅を出る前の検温にご協力いただく
- 次のような場合は参加を控え、無理をせず自宅で療養いただく
 - ・検温の結果、37.0℃以上あった場合（平熱を1℃以上上回った場合）
 - ・咳、倦怠感など風邪のような症状がある場合
 - ・海外渡航歴があり、帰国後2週間を経過していない場合
- 参加する前後の手洗いや手指消毒
- マスク等の着用

<感染防止の実践例 ① ～ 会場設定編 ～>

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けましょう。
- 屋内より屋外を選びましょう。
- 屋内の場合は、こまめな換気を心がけましょう。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避けましょう。
- 屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用しましょう。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗いましょう。

<感染防止の実践例 ② ～ 食事編 ～>

- なるべく調理ではなく、弁当や出前等を利用しましょう。
- 大皿は避けて、個々の料理を選びましょう。
- 対面ではなく横並びで座りましょう。

<参考：厚生労働省「新しい生活様式」の実践例>

【申込み・問合せ】

社会福祉法人久喜市社会福祉協議会

- ・本所 久喜市青毛753-1 ふれあいセンター久喜内
TEL 23-2526 / FAX 24-1761
- ・菖蒲支所 久喜市菖蒲町新堀38 菖蒲総合支所内
TEL 85-8131 / FAX 85-8808
- ・栗橋支所 久喜市間鎌251-1 栗橋総合支所内
TEL 52-7835 / FAX 52-7804
- ・鷺宮支所 久喜市鷺宮6-1-1 鷺宮総合支所内
TEL 58-9131 / FAX 58-7200

この事業は、「地域歳末たすけあい募金」を活用しています。

1 趣旨

この助成金は、「つながり ささえあう みんなの地域づくり」を目的として、地域の皆様から寄せられた「地域歳末たすけあい募金」を財源としています。

新たな年を迎える時期に実施する、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりのための活動や事業等を支援するものです。

2 対象団体

区長会、自治会、町内会、コミュニティ協議会、ふれあい・いきいきサロン、NPO法人、ボランティア団体など、久喜市内を拠点に活動している団体。

※学校、一般社団法人は対象外です。

3 対象事業

世代間交流、子育て支援、障がい者理解や住民参加のたすけあいなど、誰もが地域社会の一員として参加できる福祉活動や事業を対象とします。

※以下の事項全てに該当すること

- ・ 歳末時期に開催することで効果が見込まれること
- ・ 誰でも参加ができること
- ・ 広く、地域住民の誰もが参加できるように周知していること

※事業の実施にあたり、表紙に記載しました実践例を参考に、新型コロナウイルス感染防止対策に努めていただき、事業内容や会場設定等を工夫して実施いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

※以下に該当する場合は配分対象外となりますので、ご注意ください。

①	申請する事業に対して、久喜市又は他の機関・団体から助成や委託を受けている場合
②	新規の参加者を募集せず、既存の会員・構成員による親睦会や交流事業 ※対象者が限定されているもの
③	事業終了後の飲食代の経費（打ち上げ、宴会など）
④	久喜市民を対象としていない事業、対象者が限定される事業 ※広く市民が参加できる事業となっていないもの
⑤	ふれあい・いきいきサロン、ボランティア団体で既に社協の助成を受けている事業 ※通常のサロン日をお休みにして、同日の事業に充てることはできません。 ただし、別日の活動や新たに計画した事業は対象とします。 ■「対象とする事業」の具体例 毎月第3水曜日（年12回）に活動しているサロンが、12月は回数を増やして、第3水曜日と第4土曜日に活動する。

4 対象期間

令和4年11月26日（土）～令和5年2月5日（日）

5 助成金額 1団体につき、上限25,000円

* 審査の結果、助成金額の減額や対象外となる場合もあります。

* 1団体につき、1事業とします。

6 申請受付期間 令和4年9月15日(木)から10月7日(金)まで

7 「対象となる経費」と「対象とならない経費」

※例年と同様に調理の原材料費も対象としますが、調理の際は手指や調理器具を消毒いただくなど、十分にお気をつけください。

■「対象となる経費」の具体例

科目	内容
諸謝金	研修会講師への謝金 等
原材料費	調理の原材料費 等
食料費・景品代	※弁当、ケーキ、茶菓子、お茶、プレゼント等による食事の提供や景品・参加賞等の配布については、 <u>共同募金による助成であることから華美になりすぎないように、参加者一人あたり500円まで</u> をお願いします。
消耗品費	紙皿、割り箸、ごみ袋、コピー用紙、文具 等
印刷費・通信運搬費	チラシ・ポスターや資料の印刷、はがき、切手代 等
光熱費	水道代、電気代、ガス代 等
賃借料	会場代、備品のレンタル代 等

■「対象とならない経費」の具体例

- ・ 歳末時期に限らず、通年で実施している活動に要する経費、備品購入
- ・ 役員、既存会員だけの飲食費や茶菓代（打合せ、反省会、打上げ等）
- ・ 店舗（レストラン、居酒屋、カラオケ、ボウリング等）での利用料及び飲食代
- ・ アルコール飲料代

8 申請方法

次の書類を久喜市社会福祉協議会本所、または各支所の窓口に直接ご提出、あるいはご郵送ください。

- ① 福祉事業団体助成金交付申請書（様式第1号）
- ② 令和4年度ふれあい活動助成事業計画書・予算書

* 新規申請団体や振込先に変更がある団体は、通帳のコピーをご提出ください。

なお、通帳のコピーは、通帳の表紙裏の見開き部分（口座名義、口座番号、支店名の記載がある部分）をご提出ください。

助成金の受取方法は、指定口座への振込、または現金交付となります。

* できるだけ指定口座への振込のご協力をお願いします。

※申請書等は、本会ホームページからダウンロードが可能です。

9 配分の決定及び配分方法

(1) 選考会議の開催

11月上旬の歳末たすけあい募金配分検討委員会で協議し、11月中旬の理事会で決定後、結果通知を送付します。

(2) 助成金の配分（11月下旬予定）

助成金は、指定口座への振込または現金交付します。

*審査の結果、助成金の減額や申請却下となる場合があることをご了承ください。

10 報告書の提出

事業の終了後1か月以内に、次の書類を久喜市社会福祉協議会本所、または各支所に直接ご提出、あるいはご郵送ください。

- ① 福祉事業団体助成金精算報告書（様式第3号）
- ② 令和4年度ふれあい活動助成事業収支決算書・事業報告書
- ③ 事業で活用した経費の領収書やレシートの原本（コピー可）
（領収書やレシートの添付が難しいものについては、経費を支出した日付、内容、金額を記録したものを提出ください。）

④ 写真（活動の様子）

※活動の写真を社協だよりや本会ホームページで使用させていただくことがありますのでご了承ください。

※上記①・②の書類は、結果通知と一緒に送付します。（11月下旬予定）

11 事業内容の変更及び助成金の返還

(1) 申請時の計画と用途変更がある場合は、事前に本会までご連絡ください。

(2) 助成金の返還

次のような場合には、助成金を返還していただくことがあります。

- ・ ご相談なく申請時と違う助成金の用途があった場合
- ・ 何らかの理由により、申請時の事業遂行が困難になった場合
- ・ 助成金に余剰金が生じた場合
- ・ その他、不正行為など、認められないものに助成金を用途した場合

12 広報

助成金の財源は、共同募金「地域歳末たすけあい募金」です。

助成を受けられる団体は、当該事業が「地域歳末たすけあい募金」を財源に実施していることを、チラシ、案内通知、広報に記載し、地域住民や事業参加者に積極的にお知らせくださいますようお願いいたします。

また、募金箱の設置等、募金活動にご協力をいただける対象団体がございましたら、本会までお知らせくださいますようお願いいたします。